

1 外国地名人名称呼一覧（大正3年9月）

史学会

史学会が箕作元八ほか6名の調査委員を指名し、外国の地名人名の称呼を調査して、大正3年に発表したもの。明治35年に文部省から発表された「外国地名人名取調」（外来語資料集諸案集成その1に収録）において示された称呼と仮名表記がその後、中等教科書等において必ずしも用いられなくなった情勢にかんがみ、史学会の事業として外国の地名人名の称呼と仮名表記の統一案をまとめて、世に問うたものである。収録語は4,700語弱で、文部省の「外国地名人名取調」に収めるものと大差がない。

国立国会図書館蔵本により、原本の寸法（90×175mm）を拡大して影印した。

「外国地名人名称呼一覧」史学会（代表者星野恒）大正3年9月16日発行（宝文館）

なお、参考までに、明治35年の文部省「外国地名人名取調」における称呼、表記上の方針との異同を摘記すると、下記のとおりである。

1 英語による称呼を採る傾向。これは、史学会案の方が強い。

（文部省案） アルヘンチナ，ベネチア，フィレンツェ，カロロ マルテル

（史学会案） アルジェンチン，ベニス，フロレンス，チャールス マルテル

2 拗音の表記。文部省案はシア，シウ，ショのように、イ列の仮名にア，ウ，オを小書きにして添えるのに対して、史学会案はシャ，シュ，ショのように、ヤ，ユ，ヨを小書きにして添える。

（文部省案） ニュージャーシー，キューバ，ジョンソン，ヒューム

（史学会案） ニュージャーシー，キューバ，ジョンソン，ヒューム

3 ヴァ行の使用。文部省案はヴァ行の仮名を用いないのに対して、史学会案は用

いる。

(文部省案) バレンシア, ベルサイユ, ビクトリア, ボルテール

(史学会案) ヴァレンシヤ, ヴェルサイユ, ヴィクトリヤ, ヴォルテール

なお, ファ行は, 両案とも用いている。

- 4 「ヤ」か「ア」か。上記の「ヴァレンシヤ」「ヴィクトリヤ」の例にも見えるように, 「i a」等に相当する仮名表記に文部省案は「ア」を用いるのに対して, 史学会案は「ヤ」を用いる。

(文部省案) アジア, イタリア, ギリシア, マリアナ, ウルピアヌス

(史学会案) アジヤ, イタリア, ギリシヤ, マリヤナ, ウルピヤヌス

- 5 チ, チ, ツ, ツ等を用いて, ティ, ディ, トゥ, ドゥ等を用いないことは, 両案とも同じ。

(文部省案) チギリス, チッケンス, ツールーズ, カトマンヅー, チュナン

(史学会案) 同上, 同上, 同上, 同上, チュナン

- 6 ウィ, ウェ, ウォを用いること(キ, エ, ヲは用いないこと)は, 両案とも同じ。

(文部省案) ウィスコンシン, ウェリントン, ウォルフ, ダーウィン

(史学会案) 同上, 同上, 同上, 同上

序

曩に史學會第十四回大會の開かれし時、其總會の席上、本會の事業として、外國地名人名の稱呼を調査するの議出て、可決せられたるを以て、本會評議員長文學博士星野恒氏は予等七名を共調査委員に指名せられたり。是に於て予等は公務の餘暇を以て、拮据調査に従事し、二年を経て、調査報告案を作成せり。乃ち之を本年四月の史學會第十六回大會の總會に提出し、會員諸氏の意見を徴して、之を參酌し、略、確定案を得たり。今茲に之を印刷して江湖に弘む。

想ふに外國地名人名の稱呼の區々たる、我國の如きは、蓋し世界各文明國に其比を見ざる所也。教科書に記する所は、新聞雜誌の記する所と異り、新聞雜誌の用ふる所は、官報其他諸官廳の文書に用ふる所と同じからず。甚しきは均しく教科書にして、而も小學校に於て教ふる所は、中等學校に於いて授くる所と矛盾し、均しく中等教科書に於いて、而も著者各、見る所、好む所に據りて、稱呼を異

にす。更に甚しきに至つては、均しく國定の小學校教科書に於いても、或年度に用ひたる稱呼が、僅々數年の後忽ち變改せらるゝが如き、又は同一官報上に於いても、各國駐在大公使並に領事の報告等を見るに、駐在國並に報告者其人によりて、任意の記法を用ひ、諸官省の辭令を見るに、官省によりて稱呼一樣ならざるが如き、其例極めて多く、人をして適從する所を知らざらしむ。

此奇觀の由來する所を察するに、我開國維新の前後より、歐米の文物を迎ふるに急にして、海外諸國語は、相並んで盛に學習せられたるを以て、此等の學者は各、其所修外國語の地名人名の稱呼に因りて、稱呼を作り、相互に協同一致して、一定普通の稱呼を制定することを爲さざりし結果に外ならず。今日見る所の混亂の狀態亦已むを得ざるに出づ。然れども永く此狀態を繼續せしめば、我文運の進歩は之が爲に阻害せられ、延いて我國家の不利を來たすこと幾許なるを知らず。蓋し學校教育に於ける外國地名人名の稱呼にして、新聞、雜誌、諸官報の如き、一

般社會所用のものとは一致せざるものあらんか、學校に於いて習得したる、外國に關する智識は、大半其効果を失ふことあるべければ也。是豈國民教育上決して等閑に附し難き一大問題に非ずや。特に我國が世界強國の班に入り、國民智識の世界的なるを切要とする今日に於いては、一日も早く如上混亂の状態を打破し、代ゆるに統一の状態を以てせざるべからざる也。

文部省も亦蓋し茲に見る所あり。先年外國地名人名稱へ方書き方委員を囑託して、之を調査せしめ、其復命書を官報に發表せり。爾後中等教科書の編述に従事する者、概ね之に準據せしを以て、尠くとも中等教科書に於ける稱へ方書き方は、略、統一の運に向へり。予等は竊かに之を慶び、他日一般社會の用法も、亦此方針に由り、此基礎に立ちて、統一せらるべきを豫期せり。焉んぞ圖らむ。其後文部省は中等學校の歴史科地理科の教授要目を改正し、之を官報に發表するに方り、曩に自ら囑託したる調査委員の復命書に據らず、新に一種の稱へ方書き方を

選びて之を作れり。是れ實に明治四十三年五月及四十四年七月のことなりとす。是に於いて從來専ら上記復命書に準據せる教科書編述者は、漸次從來の方針を離れ、各、見る所好む所によりて述作することとなり、幸に一旦統一の氣運に向ひたる教科書界の稱呼は、再び混亂の状態に陥り、之を放任するときは、統一のこと、終に望むべからざるに至れり。

我史學會が其一事業として、今回の調査をなすに至りたるは、實に以上の理由によるものにして、予等が不肖を顧みず、敢て其任に當り、審議を重ねて、茲に其報告を發表するに至りたるも、亦切に此事業の必要己むべからざるを確信したるが爲也。若し夫れ個々名詞の稱呼に至りては、人各、見る所あり、好む所あり、予等の報告に就いて、不満を感ぜらるゝもの尠からざるべし。然れども稱呼のことたる、畢竟一種の規約なれば、絶對の是非を定むべきに非ず。然して要は統一にあり。各人其好む所に従ふときは、何の日か統一を見ん。予等は一般社會特に操觚者諸氏並に教育家諸氏に對し、切に本

報告を採用せられんことを冀望して措かざる也。

大正三年八月東京に於て

箕作元八 白鳥庫吉
齋藤阿具 山崎直方
藤岡勝二 村川堅岡
箭内互 共識

凡 例

1 地名人名の採擇は、中等教育の教科書に現はれ、若くは之を敷衍詳説する場合に用ひらるべきものを以て、標準とせり。

2 成るべく世間一般に行はれ易き稱へ方を選むを以て、一貫の方針とせり。

3 故に我國に於いて慣用せる稱へ方あるものは強ひて之を改めず。

4 其他は成るべく各國の稱へ方に據りしも、本邦人の稱へ易きに從つて、多少の取捨をなせり。

5 個人名 (Christian name 等) はイギリス語音に據るを原則とせり。而して * 印を附して之を區別せり。

6 西洋上古史に現はるゝ地名及人名及ローマ法皇の名は、ラテン語音に據るを原則とせり。但し我國に別種の慣用あるものは之に從へり。

7 東洋方面の地名及人名にして通常漢字を以て記するものは、括弧内に之を附載せり。而して地名に在りては、其古名は〔 〕、今名は()を以て之を圍み、兩者を區別せり。

S 排列はABC順により、イギリス綴りを以て之を定む。稱へ方のイギリス語音に據らざるものも亦然り。而してCとK、ChとKh、JとDj等は相通じて檢索するを要す。